四　特別金融商品取引業者の保有する証券化証券等の裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五　特別金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、当該証券化証券等に係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六　特別金融商品取引業者が、第一条第五十八号イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七　第三号から前号までに掲げる基準を満たすための規程等を作成していること。

5　特別金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第二十二条において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

6　特別金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して当該特別金融商品取引業者により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が当該特別金融商品取引業者が保有する証券化証券等の一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化証券等及び当該流動性補完等に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、当該証券化証券等又は当該流動性補完等に係る個別リスク相当額のうち最大の額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

7　第十条第一項、第七項及び第八項の規定は、証券化証券等の個別リスク相当額の計算について準用する。

（無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例）

第十八条の三　前条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（前条第二項に該当する場合を含む。以下同じ。）の証券化証券等について、当該証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額の加重平均値を適用することができる。

一　当該証券化証券等が最優先証券化証券等（証券化証券等の裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化証券等である場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化証券等が含まれているものを除く。）をいう。）であること。

二　特別金融商品取引業者が、当該証券化証券等の裏付資産の構成を常に把握していること。

2　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ＡＢＣＰプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化証券等について、自己資本控除に代えて、当該証券化証券等の原資産を構成する個別の資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち最も高いものと八パーセントのうち、いずれか高い方を適用して個別リスク相当額を計算することができる。

一　当該証券化証券等が経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化証券等に対して十分な個別リスクを引き受けていると認められること。

二　特別金融商品取引業者が、当該証券化証券等に係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

3　前条第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完については、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち、最も高いものを用いて計算することができる。

4　特別金融商品取引業者は、無格付の証券化証券等について、当該無格付の証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額に係る前条に規定するリスク・ウェイトの加重平均値に集中レシオ（当該無格付の証券化証券等に係る証券化取引に関する全ての証券化証券等の額の合計額を、当該無格付の証券化証券等が含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化証券等の額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値を個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化証券等は、自己資本控除とする。

5　前項本文の規定が適用される無格付の証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化証券等よりも優先され、かつ、格付を有する証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（オフ・バランス取引の証券化証券等）

第十八条の四　次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化証券等については、当該証券化証券等の名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化証券等の時価額とみなす。

一　適格格付業者による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて個別リスク相当額が算出される適格流動性補完　百パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　零パーセント

四　前三号に掲げるオフ・バランス取引以外のオフ・バランスの証券化証券等（保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。）　百パーセント

2　特別金融商品取引業者は、一の証券化証券等について自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の個別リスク相当額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

（証券化証券等に対する保証等の取扱い）

第十八条の五　特別金融商品取引業者が証券化証券等に対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該特別金融商品取引業者は、被保証債権又は原債権である証券化証券等を保有している場合と同様の方法により、一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出しなければならない。

2　前項の場合において、第十九条第一項第三号の規定にかかわらず、取引先リスク相当額は取引先に対するポジションについて第十九条第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じたものとする。

（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及び特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額）

第十八条の六　第八条第二項、第九条第四項、第十条第二項及び第六項並びに第十四条の二第一項の規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスク相当額は、第十八条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスク相当額の合計額

二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスク相当額は、第十八条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。